

令和5年度から、中心市街地の 優良な民間建物更新事業を支援します

要 旨

本市では、民間発意による市街地再生の取組を支援し、「沼津市中心市街地まちづくり戦略」によるまちの在り方を具現化していくため、「沼津市優良建築物等整備事業補助金」を創設し、令和5年度より、優良な民間建物更新事業に対し支援を行います。

概 要

1 民間開発支援(優良建築物等整備事業)

令和2年3月に、沼津駅周辺の中長期的なまちの在り方を示す「沼津市中心市街地まちづくり戦略」を策定し、その中においては、「まちなか居住の促進と市街地環境の向上」が、今後目指すべき方向性として位置付けられています。

このような沼津駅周辺の中長期的なまちづくりに向けて、土地利用の共同化・高度化を図り、市街地環境の整備改善を目的として、「沼津市優良建築物等整備事業補助制度」の運用を、令和5年4月から開始します。

この制度では、土地・建物の共同化を行い、住宅及び公益施設等を導入する民間事業者に向けて一部補助金を支援する制度となります。

2 補助制度の概要

添付フライヤーをご覧ください。



お問い合わせ先

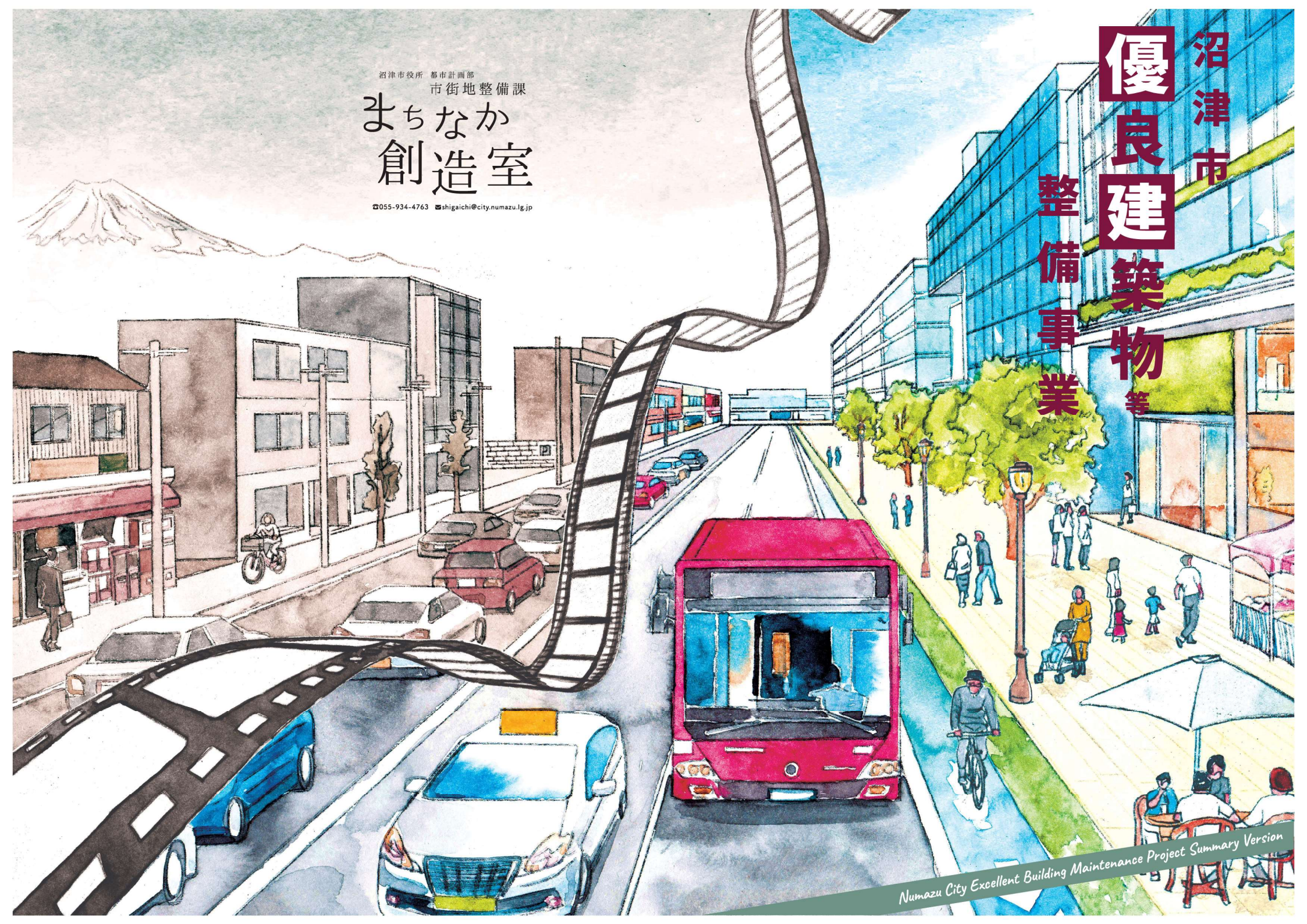
沼津市役所 都市計画部 市街地整備課
直通:055-934-4763

沼津市役所 都市計画部
市街地整備課

まちなか 創造室

☎055-934-4763 ✉shigaichi@city.numazu.lg.jp

沼津市 優良建築物等 整備事業



風向キガ変ワルハズ 何カノ合図ミタイニ。



沼津市のまちづくりについて Community development in Numazu City

沼津駅周辺の地域においては、現在、鉄道高架化事業をはじめとする沼津駅周辺総合整備事業の本格的な事業展開が始まり、将来に渡っては、大幅な“まちの更新”が見込まれています。

そのような中、このような交通環境や市街地構造の劇的な改善を契機に、沼津駅周辺を「ヒト中心」の魅力ある場所へと再生し、多くの市民や来街者が集い、交流し、住まい、回遊する都市の顔として再構築していくために、沼津駅周辺の中長期的なまちの在り方を示す「沼津市中心市街地まちづくり戦略」が策定されました。その戦略IIIにおいては、「まちなか居住の促進と市街地環境の向上」が重要事項として位置付けられています。

このような沼津駅周辺の中長期的なまちづくりに向けて、市街地環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給、防災拠点の整備等に資するため、土地利用の共同化、高度化等に寄与する優良な建築物等を整備することを目的に「沼津市優良建築物等整備事業」の運用を開始します。

この制度では、土地の共同化を行い、良質な市街地住宅への更新及び良好な市街地環境を創出する事業に向けて一部補助金にて支援する制度となります。

事業要件

business requirements

1 事業要件（現在の土地、建物状況）

- ・2以上の敷地等の所有権を有する2人以上の者が当該敷地等において1つの構えをなす建築物及び敷地等の整備を行うこと。

* 所有権を有する者が2名の場合は、200㎡未満の敷地または不整形な敷地を含む場合に限る。

- ・敷地に接する道路中心線からの面積が概ね1,000㎡以上のもの

2 施設計画の基準（将来できる施設）

- ・地上3階建以上及び耐火建築物または準耐火建築物であること
- ・建ぺい率に応じた一定以上の空地が確保されていること

3 補助対象経費

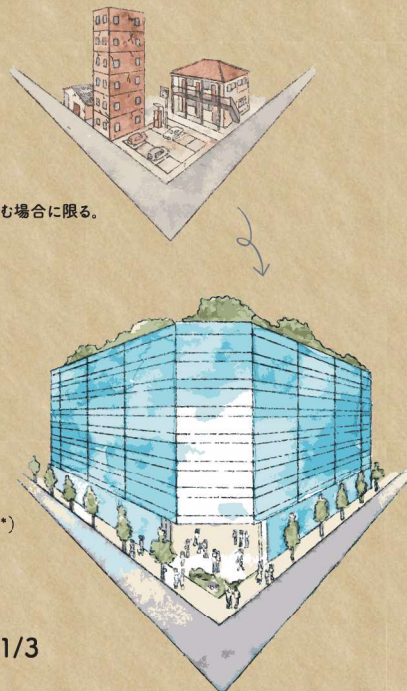
- ・調査設計計画費（基本構想作成、事業計画作成、地盤調査、建築設計）
- ・土地整備費（建築物除却費、補償費）
- ・共同施設整備費（空地等の整備、供給処理施設*、共用通行部分整備費等*）

* 事業内容により補助対象となる費目が異なります。

4 補助経費の負担

- ・補助対象事業費に対して、国1/3・地方1/3（県1/9・市2/9）・事業者1/3

* 予算の範囲内での補助となります。



対象区域

Target area

対象区域は、沼津市中心市街地まちづくり戦略により定められた「駅まち環状」の内側及びその道路中心から外側100m以内の範囲を対象とします。

*ただし、土地区画整理事業、市街地再開発事業が実施されたエリア及び実施予定のエリアは対象外となります。

事業期間

Business period

令和5年度（2023年4月）～概ね中心市街地まちづくり戦略が示す中期終了時期までに事業完了となるもの。

補助の条件

Auxiliary requirements

1 必須項目

国の制度や要綱、沼津市の第5次沼津市総合計画、沼津市中心市街地まちづくり戦略に基づく次の7項目すべてを満たすことを条件とします。

- (1)市街地のスポンジ化の解消 (2)防災力の強化 (3)ユニバーサルデザインの推進
- (4)ヒト中心の公共空間の創出 (5)まちなか居住の促進 (6)身近な緑の創出や緑化 (7)景観性の向上

2 選択項目

第5次沼津市総合計画の「まちづくりの8つの柱」における各種施策などを対象に設定した以下の(1)(2)の項目内に設定している条件についてそれぞれ1つ以上を満たすことを条件とします。

- (1) 施設建築物の整備・維持管理
(環境負荷軽減、防災力の強化、公園緑地のマネジメント)
- (2) 施設機能の導入・運営
(まちなか居住の促進、まちなかの求心力向上、子育て支援の充実、地域福祉・医療機能の充実、市民交流活動の支援、ヒト中心の公共空間の創出)

* 詳細については下記リンク「沼津市優良建築物等整備事業補助金交付要綱運用ガイドライン」より確認してください。

沼津市役所 都市計画部

市街地整備課

まちなか 創造室

関連資料

Auxiliary requirements



沼津市
優良建築物等整備事業



市街地整備課
まちなか創造室

Numazu City Excellent Building Maintenance Project Summary Version

沼津市役所都市計画部 市街地整備課まちなか創造室 ☎055-934-4763 ✉shigaichi@city.numazu.lg.jp